

【お知らせ】食品営業許可期間の延長等について

○熊本地震発生に伴い、食品営業許可期間が本年5月末及び8月末までの分が9月末まで延長となります。（対象は熊本県全域）

○食品衛生法に基づく届出義務も、本年7月29日までは免責されます。

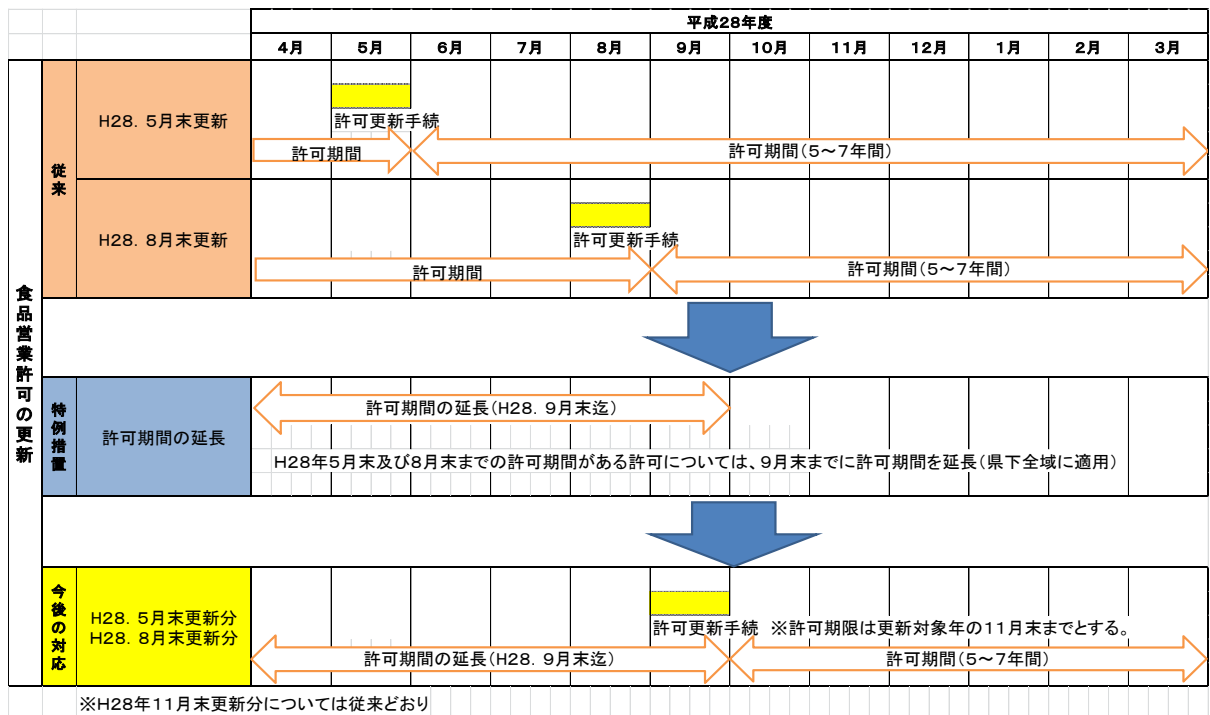
この度の熊本地震により被災された方々に対して御見舞い申し上げます。

このことについて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、食品衛生法の規定に基づく営業の許可が本年9月30日まで延長される等の措置が講じられました。これにより、本年5月末及び本年8月末が許可期限となる食品営業許可については、自動的に本年9月末までに許可延長となります。

また、食品衛生法の規定に基づく届出について、同年7月29日までは届出義務が免責されることとなりました。

なお、熊本県特定食品衛生条例の規定に基づく営業許可期限の延長及び届出の免責についても、食品衛生法と同様の取扱いを行います。

【参考】食品営業許可延長に関する対応図



詳しくは、熊本県健康危機管理課096-333-2247
もしくは、最寄りの保健所衛生環境課までお尋ねください。